

お客さま各位



## インボイス制度への当金庫の対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されており、当金庫におきましては適格請求書発行事業者としての登録を下記の通り既に完了しておりますのでお知らせいたします。

つきましては、お客さまが当金庫にお支払いいただきます各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができますので併せてご案内いたします。

### 記

#### 【当金庫にかかる適格請求書発行事業者登録について】

<b>登 録 番 号</b> ：T8120005002336
<b>商 号 又 は 名 称</b> ：大阪信用金庫
<b>本店又は主たる事務所の所在地</b> ：大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号

#### 【お支払いいただく手数料について】

- 窓口にて各種手数料をお支払いいただいた場合、および預金口座より自動引き落としにて各種手数料（I B利用手数料、カード再発行手数料など）をお支払いいただいた場合につきましては、当金庫にてお取引のあるお客様に限り、ご要望がございましたら、インボイスの要件を満たした当金庫所定の「インボイス管理票」を発行いたします。
- 当金庫にてお取引の無いお客様につきましては、お支払いいただいた手数料に基づいてインボイスの要件を満たした当金庫所定の「領収書等」を発行いたします。

#### 【ATM・両替機でお支払いいただく手数料について】

- ATM・両替機でのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当するため、インボイスの発行は行いません。  
なお、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することにより、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

【「インボイス管理票」のお渡しについて】

- 「インボイス管理票」をご希望されるお客様は、各営業店までお申し付けください。お申し出については、お手数ですが窓口にてインボイス発行依頼書の提出をお願いします。

※ 2023年12月より、インボイスの定期的な交付が必要なお客様向けに専用サイトから「インボイス管理票」の閲覧（印刷）ができるシステムの運用開始を予定しています。

電子交付を希望されるお客様につきましては、別途お手続きが必要になりますので、後日改めてお手続きのご案内をいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

大阪信用金庫 総務部

〒542-0082

大阪府中央区島之内2丁目15番20号

電話：(06) 6772-1520

以 上